

北海道告示第10045号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和2年5月18日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和2年1月17日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

旭川ショッピングセンター パワーズ  
旭川市永山11条4丁目120-36

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社富士管財 代表取締役 小川 恭平  
旭川市3条通19丁目1157番地2  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰  
東京都港区芝浦1丁目2番3号

### (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

#### ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置：届出書添付図面「変更前施設配置図」のとおり  
収容台数：26台

(変更後) 位置：届出書添付図面「変更後施設配置図」のとおり  
収容台数：48台

#### イ 廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置：届出書添付図面「変更前施設配置図」のとおり  
容量：21立方メートル

(変更後) 位置：届出書添付図面「変更後施設配置図」のとおり  
容量：23立方メートル

### (4) 変更する年月日

令和2年8月27日

### (5) 変更する理由

顧客の利便性の向上及び施設運営の効率化に係る計画変更のため

## 2 届出年月日

令和元年12月26日

## 3 届出書等の縦覧

### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

### (2) 縦覧期間

令和2年1月17日（金）から令和2年5月18日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

## 4 その他

縦覧については、旭川市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については旭川市へ問い合わせること。